



平成 29 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 ダイワボウホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 野上 義博
 (コード番号 3107 東証 第1部)
問合せ先 法務コンプライアンス室長 村田 浩一
 (TEL 06-6281-2325)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 25 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 107 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案および「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とするため、当社株式について 10 株を 1 株にする併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施することといたしました。

(2) 併合の内容

- | | |
|------------|--|
| ①併合する株式の種類 | 普通株式 |
| ②併合の方法・割合 | 平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）現在の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、10 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。 |

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日）	192,712,926 株
株式併合により減少する株式数	173,441,634 株
株式併合後の発行済株式総数	19,271,292 株

（注）「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

（3）併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	14,396 名（100.0%）	192,712,926 株（100.0%）
10 株未満	388 名（ 2.7%）	1,121 株（ 0.0%）
10 株以上	14,008 名（ 97.3%）	192,711,805 株（100.0%）

（注）本株式併合を行った場合、10 株未満の株式を所有されている株主様 388 名（その所有株式数の合計は 1,121 株）が株主たる地位を失うこととなります。

なお、本株式併合の効力発生日までは、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、その単元未満株式を買取することを当社に対して請求するとともに、会社法第 194 条第 1 項および当社定款第 9 条の規定に基づき、株主様が所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すよう、当社に対して請求することができます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

（4）1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の規定に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

（5）併合後の発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、本株式併合の割合に応じて、発行可能株式総数を減少いたします。

併合前の発行可能株式総数	併合後の発行可能株式総数（平成 29 年 10 月 1 日付）
4 億株	4 千万株

3. 定款の一部変更

（1）定款変更の目的

- ① 上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第 6 条を変更するとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため、現行定款第 8 条を変更するものであります。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

- ② 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 24 条および第 30 条を変更するものであります。

なお、現行定款第 24 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>4 億株</u> とする。	第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>4 千万株</u> とする。
第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
第 24 条 (社外取締役の責任限定) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に</u> 、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第 24 条 (取締役の責任限定) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第 5 章 監査役および監査役会	第 5 章 監査役および監査役会
第 30 条 (社外監査役の責任限定) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役との間に</u> 、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第 30 条 (監査役の責任限定) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>監査役との間に</u> 、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(新設)	<u>附則</u> 第 6 条および第 8 条の変更は、平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は、当該変更の効力発生日経過後これを削除する。

4. 日程

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| ① 定時株主総会決議日 | 平成 29 年 6 月 29 日 (予定) |
| ② 単元株式数変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |
| ③ 株式併合の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |
| ④ 発行可能株式総数変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |
| ⑤ 端数株式の処分代金のお支払い | 平成 29 年 12 月上旬 (予定) |

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日です。

以 上

添付資料：(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関する Q&A

Q 1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。
今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2 株式併合とはどのようなことですか。

A 2 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。
今回当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

Q 3 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させ、日本の証券市場の国際競争力の向上などを目指して、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とするため、当社株式について 10 株を 1 株にする併合を実施することといたしました。併合実施後の 100 株は併合実施前の 1,000 株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の 10 倍となりますが、単元株式数は 10 分の 1（1,000 株から 100 株に変更）となりますので、実質的には現在の投資単位に変動は生じないこととなります。

Q 4 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 4 株式併合の前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、理論上は、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。

株式併合後においては、ご所有の株式数は株式併合前の 10 分の 1 になる一方で、1 株当たりの純資産額は株式併合前の 10 倍となります。

また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の 10 倍となります。

Q 5 受け取る配当金額はどのようになるのでしょうか。

A 5 株主様が所有する当社株式数は株式併合により 10 分の 1 になりますが、株式併合の効力発生日後に、併合割合（10 株を 1 株に併合）を勘案して 1 株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1 株に満たない株式）につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6 所有株式数や議決権数はどうなりますか。

A 6 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株

式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例 1	2,000 株	2 個	200 株	2 個	なし
例 2	1,500 株	1 個	150 株	1 個	なし
例 3	555 株	なし	55 株	なし	0.5 株
例 4	1 株	なし	なし	なし	0.1 株

- ・例 1 に該当する株主様は、特段のお手続はございません。
- ・例 2 および例 3 では単元未満株式（効力発生後において、例 2 は 50 株、例 3 は 55 株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取制度または買増制度をご利用いただけます。
- ・例 3 および例 4 において発生する端数株式（例 3 は 0.5 株、例 4 は 0.1 株）につきましては、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。
- ・例 4 においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。
なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続がなされます。詳しくはお取引のある証券会社にお問い合わせください。

Q 7 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A 7 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度または買増制度をご利用いただくことにより、1 株未満の端数株式が生じないようにすることも可能です。
具体的なお手続については、お取引のある証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 8 株式併合後も単元未満株式の買取りや買増しは可能ですか。

A 8 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後に、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買取制度または買増制度をご利用いただけます。具体的なお手続については、お取引のある証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 9 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？

A 9 次のとおり予定しております。
平成 29 年 6 月 29 日 定時株主総会
平成 29 年 9 月 26 日 現在の単元株式数 1,000 株単位での売買最終日
平成 29 年 9 月 27 日 100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日 株式併合および単元株式数の変更の効力発生日
平成 29 年 10 月下旬 株式併合割当通知の発送
平成 29 年 12 月上旬 端数株式の処分代金のお支払い

Q 10 株主は何か手続をしなければならないのですか。

A 10 特に必要なお手続はございません。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社

同 連 絡 先 〒541-8502

大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電話 0120-094-777(通話料無料)

受付時間 平日9時～17時(土・日・祝日等を除く)

以 上